



# 議論いただきたい論点 (条例骨子案、基準案)

---

令和8年5月22日

温暖化対策推進課



# 1 趣旨・目的・責務

## 論点

責務規定は、どのような対象及び内容とすべきか。

## 背景

責務規定は規制そのものではないが、条例の趣旨・目的を具体化し、関係者に期待される役割を示すものであり、具体的な規制とともに施策の方向性を示すために適切な規定を置くことが必要とされる。

# 1 趣旨・目的・責務

## 論点

責務規定は、どのような対象及び内容とすべきか。

## 対象及び内容（他県条例等の例）

### ① 県の責務

「総合調整」 「総合的な施策の実施」

「市町村との協力、連携」

# 1 趣旨・目的・責務

## 論点

どのような対象及び内容の責務規定とすべきか。

## 対象及び内容（他県条例等の例）

### ②設置者の責務

「関係法令の遵守」 「地域との良好な関係、情報提供」

### ③その他の関係者の責務

- ・市町村「地域における必要な調整」
- ・県民「施策への協力」
- ・土地所有者「不適正事業者への土地提供防止」（県ヤード条例他）

## 2 規制対象

### 論点

どのような太陽光発電施設を規制対象とすべきか。

### 背景

災害の発生防止、地域環境の保全、地域との共生の観点から、規制の対象となるものを確認したい。

# 2 規制対象

## 論点

どのような太陽光発電施設を規制対象とすべきか。

## 県の方針（案）

- ・ 太陽光発電施設（屋根等に設置するものを除く。）を対象とする。
- ・ 特に地域への影響が大きい出力1,000kW以上の施設を大規模太陽光発電施設として許可対象とする。
- ・ 出力1,000kW未満の施設に対し、基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

# 3 施設の設置に当たり遵守すべき基準

## 遵守すべき基準

全ての太陽光発電施設（1,000kw未満を含む）の設置者に以下の基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

- 1 防災上の措置
- 2 安全性の確保
- 3 周辺環境の保全 本日の議論項目
- 4 周辺地域の景観との調和
- 5 維持管理
- 6 廃止に向けて行う措置

# 3-1 周辺地域の景観との調和

## 論点

周辺地域の景観との調和をどのように確保するのか。

## 背景

太陽光発電施設はその景観（反射光を含む）が問題となることがあり、周辺地域の景観との調和を図ることが必要である。

# 3-1 周辺地域の景観との調和

## 論点

周辺地域の景観との調和をどのように確保するのか。

## 県の方針（案）

施設の配置、材料、色彩、パネルの設置角度について配慮することを求める。

## 3-2 維持管理

### 論点

施設を適切に管理するために、どのような維持管理が必要か。

### 背景

設置後の不適切な維持管理により、雑草の繁茂や、法面の崩落、施設火災などの問題が生じることがある。

また、災害等の発生により施設が損壊等した場合に、速やかな対応が必要。

# 3-2 維持管理

## 論点

施設を適切に管理するために、どのような維持管理が必要か。

## 県の方針（案）

- ・ 維持管理の体制の構築、施設の定期的な点検・修繕及び災害等発生時の対応を定めた維持管理計画の作成。
- ・ 施設の点検・修繕、災害発生時の対応の記録・保存を求める。
- ・ 計画に従い、維持管理することを設置者に求める。

# 3-3 廃止に向けて行う措置

## 論点

施設を適正に廃止するために、どのような措置が必要か。

## 背景

太陽光発電施設が事業終了後、不適切な管理又は放置された場合、感電や飛散、有害な含有物質の流出等が発生する可能性があり、設置者による、確実な廃止措置が必要である。

# 3-3 廃止に向けて行う措置

## 論点

施設を適正に廃止するために、どのような措置が必要か。

## 県の方針（案）

施設の速やかな撤去及び適正な処理を求めるとともに、土地の復旧を求める。

また、施設稼働中から、施設の撤去等の資金を確保することを求める。

# 4. 規制内容

## 論点

許可対象施設の設置に関し、どのような規制が必要か。

## 背景

国の各制度は、住民の全ての不安に対応できる制度とまではなっていないことから、国の制度ではカバーしきれない部分に対する規制を検討する必要がある。

# 4. 規制内容

## 論点

許可対象施設の設置に関し、どのような規制が必要か。

## 県の方針（案）

- ・申請者が施設の設置から廃棄までに必要な経理的基礎を有しているか確認する。
- ・申請者があらかじめ事業計画等を住民説明会の開催等により周知しているか確認する。
- ・設置者に対し、施設に係る基本情報の公開、標識の掲示等を義務付ける。また、情報へのアクセス性を考慮し、県も許可情報の公開を行う。